

< < 臓器移植法改正に関する新聞報道 > >

臓器移植法 「脳死は人の死」 一律に定義 改正案判明

自公両党が検討を進めてきた臓器移植法改正案の詳細が6日、明らかになった。臓器移植の推進を目的に「脳死は人の死」と一律に定義したうえ、本人の事前の意思がなくても遺族の同意だけで臓器提供を可能とする内容で、来月にも議員立法での国会提出を目指す。

現在、死亡宣告は通常、心臓停止で行われ、脳死は臓器を提供するドナーに限り認められている。脳死を例外なく人の死と規定することは、医療現場などへの影響が大きく、さまざまな議論を巻き起こしそうだ。

改正案は、肝臓の一部を父親に提供した経験を持つ河野太郎衆院議員（自民）らが中心になって作った。年5件程度しかない脳死臓器提供を増やすため、提供の条件を緩めるのが狙い。

具体的には、現行法が求める「本人の提供意思」を外し、本人が事前に提供を拒否していない限り、遺族の同意だけで提供を可能にする。

ただ遺族の同意だけでの臓器提供には、脳死となった人を死者として扱う法律規定が別途必要になる。そうでないと生きた患者から家族の同意で臓器を摘出することになり、厚生労働省臓器移植対策室は「人権侵害の恐れがある」という。

このため改正案は「脳死体とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された死体をいう」との規定を置き、「脳死は人の死」と明確に定めた。

また現行法は脳死判定の実施には脳死者本人の意思と家族の同意を義務付けているが、改正案はこの規定を削除。家族や本人の意思と関係なく、医師の判断で脳死判定・死亡宣告ができる制度にする。

さらに改正案は、臓器提供者本人が、生前に書面で自分の親族への移植を意思表示した場合、それを認める規定を新設している。現行法のガイドラインは、公正な移植の実現のため、移植を受ける患者を医学的な優先順位などに基づいて選ぶと定めており、この点も議論となりそうだ。

脳死を一律に人の死とすることは現行法の成立過程でも衆参両院で議論されたが、脳死を死と認めない意見も根強く、見送られた経緯がある。【高木昭午、山本建】

脳死と心臓死 心臓死は3兆候死とも言い、心臓停止、呼吸停止、瞳孔の散大固定が条件だ。脳死は脳全体の機能が停止し元に戻らなくなった状態を指す。人工呼吸器の働きで呼吸は続き心臓も動く。心臓は脳死で摘出しないと移植できない。

日本の判定基準は瞳孔の散大固定、深昏睡、無呼吸、脳幹反射の消失、平坦脳波が全て6時間以上続いた場合を脳死と定めている。

(毎日新聞 4月7日 3時5分更新)